

平成二十一年六月二十九日（月曜日）午前十時零分 開議

議事日程第三号

平成二十一年六月二十九日（月曜日）午前十時開議

- 第一 議第 百四 号 平成二十一年度山形県一般会計補正予算（第一号）
- 第二 議第 百五 号 平成二十一年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号）
- 第三 議第 百六 号 平成二十一年度山形県電気事業会計補正予算（第一号）
- 第四 議第 百七 号 平成二十一年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）
- 第五 議第 百八 号 平成二十一年度山形県病院事業会計補正予算（第一号）
- 第六 議第 百九 号 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第七 議第 百十 号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第八 議第 百十一 号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第九 議第 百十二 号 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十 議第 百十三 号 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十一 議第 百十四 号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十二 議第 百十五 号 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の設定について
- 第十三 議第 百十六 号 山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の設定について
- 第十四 議第 百十七 号 山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十五 議第 百十八 号 山形県森林整備促進・林業等再生基金条例の設定について
- 第十六 議第 百十九 号 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十七 議第 百二十 号 山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十八 議第 百二十一 号 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十九 議第 百二十二 号 山形県公安委員会委員の任命について
- 第二十 議第 百二十三 号 山形県人事委員会委員の選任について
- 第二十一 議第 百二十四 号 山形県採用委員会委員及び予備委員の任命について
- 第二十二 県政一般に関する質問
- 第二十三 請願

本日の会議に付した事件

議事日程第三号に同じ。

出席議員（四十四名）

- 一番 渡 辺 ゆり子 君
- 二番 吉 村 和 武 君
- 三番 榎 津 博 士 君
- 四番 高 橋 啓 介 君
- 五番 阿 部 昇 司 君
- 六番 森 谷 仙一郎 君
- 七番 鈴 木 孝 君
- 八番 大 内 理 加 君
- 九番 竹 田 千恵子 君
- 十番 菅 原 元 君
- 十一番 笹 山 一 夫 君
- 十二番 木 村 忠 三 君
- 十三番 和 嶋 未 希 君
- 十四番 伊 藤 誠 之 君
- 十五番 青 柳 信 雄 君
- 十六番 小 池 克 敏 君
- 十七番 中 川 勝 君
- 十八番 小 野 幸 作 君

十九番	児玉	太君
二十番	金澤	忠一君
二十一番	伊藤	重成君
二十二番	松山	現人君
二十三番	寒河江	政好君
二十四番	吉田	明君
二十五番	田澤	伸一君
二十六番	森田	廣君
二十七番	坂本	貴美雄君
二十八番	星川	純一君
二十九番	加藤	国洋君
三十番	佐藤	藤彌君
三十一番	澤渡	和郎君
三十二番	志田	英紀君
三十三番	野川	政文君
三十四番	土田	広志君
三十五番	広谷五郎	左工門君
三十六番	阿部	賢一君
三十七番	鈴木	正法君
三十八番	佐貝	全健君
三十九番	平	弘造君
四十番	阿部	信矢君
四十一番	今井	榮喜君
四十二番	土屋	健吾君
四十三番	松沢	洋一君
四十四番	後藤	源君

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子君
副知事	高橋	節君
企業管理者	細谷	知行君
病院事業管理者	安孫子	昂也君
子ども政策監	鏡	京子君
総務部長	藤田	穰君
危機管理監	会田	稔夫君
文化環境部長	中村	稔君
健康福祉部長	結城	博史君
商工労働観光部長	佐藤	和志君
農林水産部長	森谷	裕一君
土木部長	高村	義晴君
会計管理者	土海	安雄君
財政課長	大澤	賢史君
教育委員会委員長	長南	博昭君
教育長	山口	常夫君
公安委員会委員	吉田	美智子君
警察本部長	堀金	雅男君
代表監査委員	小山	壽夫君
人事委員会委員長	小野	勝君
人事委員会事務局長	正木	徹君
労働委員会事務局長	永澤	孝君

午前 十時 零分 開 議

○議長（佐貝全健君） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第四百号議案から日程第二十一議第二百二十四号議案まで及び日程第二十二県政一般に関する質問

○議長（佐貝全健君） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第四百号平成二十一年度山形県一般会計補正予算第一号から、日程第二十一議第二百二十四号山形県収用委員会委員及び予備委員の任命についてまでの二十一案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第二十二県政一般に関する質問をあわせ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

三番 榎津博士君。

○三番（榎津博士君） おはようございます。このたび提案のあった平成二十一年度一般会計補正後の予算が約六千三百三十億円と、平成十三年度以来のプラスと転じ、新しい活力あふれる山形づくりの内容が示されました。経済・雇用情勢が厳しい現状において、この予算が有効に活用され、県民の元気にどのように直結していくのか、今後、その推移をしっかりと分析・検証しながら県勢発展に努めてまいりたいと考えております。

それでは、質問に入ります。

本県のさらなる観光振興に向けた取り組みについてお伺いいたします。

政府は、輸出や生産に持ち直しの動きが見られ、個人消費の一部にも下げどまりの兆しが見えてきたことなどを受けて、六月の月例経済報告において、「景気は厳しい状況にあるものの一部に持ち直しの動きが見られる」と、基調判断を二カ月連続で上方修正しました。しかし、雇用悪化など懸念材料も多く、本格的な景気回復軌道に向かうかどうか予断を許さない状況であります。

また、県が、今年二十二日に発表した山形県経済動向月例報告によりますと、本県経済の動向は、個人消費は依然として低調となっており、また、鉱工業生産は下げどまりの動きが広がっているものの、引き続き大幅に減少しております。雇用情勢につきましてもなお悪化が続いており、その結果、「生産に下げどまりの動きが見られるものの総じて低迷している」との総括判断が示されており、引き続き厳しい状況にあります。

このような情勢において、本県には明るい一筋の光が差し込んできております。モンテディオ山形のJ1昇格による多くの他チームサポーターの来県、NHK大河ドラマ「天地人」放映による来客、庄内を中心に撮影された映画「おくりびと」のアカデミー賞外国語映画賞受賞によるロケ地への来客など、本県を訪れる観光客が大幅に増加してきております。

また、フランスのタイヤメーカーミシュラン社が、本年三月に発行した日本の旅行案内書、「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」の格付で、県内では、最高の三つ星に鶴岡市の羽黒山杉並木、二つ星には酒田市の本間家旧本邸などが選ばれております。ミシュランでは、三つ星は「わざわざ訪れる価値のある場所」、二つ星は「近くにいれば寄り道をして訪れるべき場所」、一つ星は「興味深い場所」と定義づけられており、県内でこのミシュランの星を獲得した箇所は、計二十三カ所という結果になっております。

このことは、本県にとって千載一遇のチャンスであるとともに、一過性とならないよう最大限努め、訪れた方々にリピーターとなってもらい、冷えている本県の景気底上げにつなげていかなくてはなりません。本県もこれを機に、県内各自治体とさらなる広域連携を図り、しっかりとしたPRができる体制を早期に整え、知事を先頭にして取り組まなければならないと考えます。

私たちがのように本県に住む住民からすると、身近で気づきにくいかもしれませんが、ミシュランのように外部からの視点では、すばらしい観光資源や文化的財産が数多く眠っているのではないのでしょうか。この資源や財産を改めて発掘検証し、内外に大いに発信していかなくてはなりません。

先ほど述べたこのチャンスを生かし、どのようにして持続的な観光誘客拡大につなげていかれるお考えか、また、生かされていない本県の観光資源の再発掘など今後の戦略について、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、県産品の販路拡大とさらなる情報発信のネットワーク構築についてお伺いいたします。

現在、川西町の食品会社が東京都町田市に開いた県産品の店舗が人気を集めております。「山形名産四季の杜」と名づけられた店舗では、玉こんにゃくや食用菊、西村山の特産品秘伝豆、漬物、麩、山菜など、山形ではおなじみの商品が陳列されており、家庭での料理に使う食材を求めて中高年の客でにぎわっております。

この店舗を開いた社長の話によりますと、そもそも川西町と町田市は災害時相互援助協定や山村留学などの交流があり、人的交流はあったもののさらなる交流を図るため、食など物品の交流ができないだろうかとの話が持ち上がり、この取り組みへの検討がなされ、開店に至ったとのことでした。

開店に至るまでは大変な苦勞があったそうですが、現在、三十坪ほどの売り場面積で年間約七千万円もの売り上げがあるそうです。その理由として、東京のベッドタウンとして成長した町田市には山形県から多くの人が移り住んでおり、本県出身者が買い求めてくださるとのこと、また、懐かしい味を求め、町田市外からの来店者も多いことが大きな要因になっているようです。

ぜひその店の運営状況を視察したいとの願いから、ことし三月に会派による視察を実施しましたが、店舗には本県の特産品が数多く販売されており、まさに民間型のアンテナショップでした。この視察により、民間とより一層の協力体制を築くことができれば、本県の情報受発信のさらなるネットワークが構築できるのではと感じてまいりました。

そのことをヒントにさせてもらえば、本県の各市町村でも、全国の多くの自治体と姉妹都市や友好都市などの関係を結んで交流が行われていることから、そこを拠点にビジネスチャンスが生まれるのではないかと思います。

私の住む寒河江市でも、神奈川県寒川町と姉妹締結がなされております。毎年十一月に開催される寒川町産業まつりに、青年会議所など地元の団体が参加し、山形の芋煮や玉こんにゃくを調理し販売、寒河江・西村山特産品や果物などを陳列する物産展を開設しております。その際、芋煮や玉こんにゃくが大変な人気を集め行列ができ、玉こんにゃくには味をしみ込ませる時間がないほどの盛況を見せます。姉妹都市同士では食の交流も進んでいることから、県産品の販路拡大には欠かせない拠点にできる可能性があると考えます。

確かに、姉妹都市などといっても各自治体によって交流の仕方もさまざまですが、その姉妹都市や交流状況などを調査すれば、新たな販路拡大やアンテナ構築への道も開けてくると思います。また、既に開業している民間企業の協力を得ながら推進することも重要であると考えます。

四月にオープンした銀座のアンテナショップとは別に、今後の県産品販路拡大と情報の受発信の新たな戦略の一つとして、県内各自治体と民間との協力による施策を展開すべきと考えますが、商工労働観光部長の御見解をお伺いいたします。

次に、少子化解消に向けた対策の推進についてお伺いいたします。

このほど、女性一人が生涯に産む子供の平均数値を示す合計特殊出生率が、平成二十年に一・三七となり、前年を〇・〇三ポイント上回り、平成十七年に一・二六と、過去最低になって以来三年続けて上がったことが厚生労働省の人口動態統計によりわかりました。

全国の合計特殊出生率が伸びている中で、本県の近年の出生率かというと、さまざまな観点で対策を講じてきたにもかかわらず、平成十二年の一・六二から平成十九年の一・四二まで毎年低下を続け、過去最低を記録してまいりました。その数値においては、ようやく、昨年一・四四と微増に転じることができました。しかし、この数値も昨年からの景気・雇用情勢悪化の影響を受け、本年の出生率に大きな影響を及ぼし、また下がってしまうのではないかと懸念いたしております。

また、我が国において、長期的に人口を維持できる水準の出生率は二・〇七とされており、現在の水準の出生率が続けば、二世世代後の人口は約四割、三世代後は三割にまで減ってしまうという推計もあることから、出生率が回復傾向にあるものの、安堵することなく対策を講じていかななくてはなりません。

子供を産み育てる親にとって一番の課題はというと、負担と不安ではないでしょうか。負担については、国や県、各自治体にて、妊婦の検診の無料化や乳幼児医療費の無料化の年齢拡大が実施されるなど軽減策が図られておりますが、各自治体での支援に対する開きもあるなど、まだまだ十分とは言えません。

では、不安を解消するという観点ではどうなのでしょう。特に、初めて授かった第一子を育てる上で、親は、病気などでの急な発熱、または、子育ての全般にわたり不安を抱えながら懸命に育児に努力されております。我が山形県は、三世代同居率は全国一位であります。核家族化が進行しているなど、祖父や祖母といった育児経験者に直接指導を受ける機会も少なくなりますし、ましてや、子供の急病のときなどの相談は専門的な知識を有した方ではなければなりません。

このような不安を解消すべくスタートした子供の夜間の急病に関するアドバイスをを行う県の小児救急電話相談は、育児を行う上で、保護者の不安解消に大きな効果を上げております。昨年度の相談件数は千七百件にも上り、保護者対象の調査でも高い評価を受けておりますが、休日は相談を受け付けていないことから、休日の電話相談開設など強い要望がなされております。

このような現状において、吉村知事が就任されて力を入れて取り組まれている施策の中に、少子化対策の項目がございます。その少子化の問題解決に向け、今年度より子ども政策室を設置し取り組んでいただくことになりました。私は、子育て支援など総合的な観点で総力を挙げて取り組んでいただくことにより、本格的な人口減少社会に歯どめをかけていただけるものと期待を寄せている一人であります。

先ほど述べたように、妊娠、子育てに係る負担のさらなる軽減と、相談体制の整備による不安の解消など課題が山積しておりますが、思い切った施策の展開が必要であると考えます。財政的に厳しいことは十分承知しておりますが、

少子化対策に向けた施策の充実に向けどのように取り組まれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、本県特産品サクランボの生産振興についてお伺いいたします。

これまで、害虫コドリンガの侵入を防ぐ目的で薫蒸処理が義務づけられていた米国産サクランボ、そのサクランボが、このほど薫蒸処理なしでの輸入が解禁になりました。また、アメリカンチェリーではなく、佐藤錦に似た小さなリンゴと言われる大きなチェリー「レーニア」も輸入準備されているとのことから、本県のサクランボ生産者や関係者は警戒感を強めております。

このほど、県農協中央会や県内JA組合長らが、農林水産省に輸入開始日を県産種の出荷ピーク後となる七月十日以降まで延期するよう要請しておりましたが、農林水産省は、米国での植物検疫官による査察を今月三十日までを行い、問題がなかった場合に輸入開始を認めることとなっており、七月初旬に店頭に出回る可能性が出てきました。

一方、国内においては県外産サクランボとの競合、本県ではサクランボの栽培面積が順調に拡大しているものの収穫量が向上しないなど、本県のサクランボを取り巻く環境は一層厳しくなっております。それらのことにより、山形県のもう一つの顔と言っても過言ではない日本一の国内生産量を誇るサクランボ産地にとって、国内での需給や価格の下落などにより、本県経済にも大きな影響を及ぼす可能性があります。本県の基幹産業である農業を守るためにも、これまで以上の生産性の向上と品質を確保するなど、さまざまな観点での早急な取り組みが求められております。

本県を代表する特産品が、外国産や他県産との競合に打ち勝つための施策、さらには生産性の向上への取り組みについてどのようにお考えか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、本県における自殺防止対策についてお伺いいたします。

近年、全国で年間三万人を超える方が自殺で亡くなっていることは、確かに、まことに痛ましいことであり、大変憂慮すべき事態であります。警察庁が先月発表した平成二十年に自殺で亡くなった方は三万二千二百四十九人となり、自殺者の三万人超えが十一年続いている状況にあります。その傾向としては、就職失敗、生活苦など、不況の影響が読み取れる原因・動機が大幅にふえてきており、経済弱者である失業者や年金生活者の増加が目立ってきております。

さらに、ことしに入り、昨年発生したアメリカ発の金融危機や景気・雇用情勢の悪化により、ことし一月から四月に全国で自殺した方は暫定値で一萬一千二百三十六人と、昨年同期より約五百人ふえており、このままいくと過去最高を記録してしまうのではないかと懸念されております。

本県における自殺者数を見てみると、ここ十年では三百五十人前後で推移し、昨年は暫定値で三百四十人、人口十万人当たりの死亡率では二八・八となっており、全国八位と高い水準になっております。

このような状況を改善すべく、心の悩みに耳を傾け、自殺を思いとどまらせる活動を続けていただいている社会福祉法人山形いのちの電話への相談件数も、昨年十万件を突破するという事態になっております。その相談体制ですが、開設当初の平成六年の目標は、相談員百八十人体制で二十四時間の対応予定だったのですが、現在は約六十名で、年中無休ながら相談時間は午後一時から十時に限定せざるを得ない状況に陥っており、その時間帯であっても相談員が少ないことから、対応ができない場合もあるようです。

また、本県の自殺予防対策の取り組みについて、自殺対策に取り組むNPO法人ライフリンクが、自殺対策推進状況調査を実施しました。アンケート方式で、その内容は、自殺予防対策の組織に多重債務や教育の専門家などがメンバーにいるかなど、十四項目についての質問に答えるもので、その回答を点数化し百点満点で採点したところ、本県は二十七点で、四十七都道府県中最下位という厳しい評価も下されております。本県は、この結果を重く受けとめ、未然に防ぐ総合的な対策を早期に確立していかななくてはならないと考えます。

確かに、自殺防止への現実的な対応となると、支援を受ける側に立った総合的な政策の対応がなされなければ、問題を抱えた当事者にとっては、解決の糸口を見つけにくくなります。その結果、問題を複合的に抱えている人ほど情報を集めることができず、支援策にたどり着けずに、自殺に追い込まれるという社会構造的な問題も改善しなければなりません。

国では、地域自殺対策緊急強化交付金を原資に、各都道府県において自殺対策基金を創設して対応強化を図ることとしておりますが、これを受けて、本県ではどのような対策を講じていかれるお考えか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

また、現在、自殺防止対策に取り組まれている民間団体への支援策も強化していくべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、中高一貫教育校設置構想と高校再編整備計画の整合性についてお伺いいたします。

中高一貫教育は、生徒や保護者が、六年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ機会を選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものとし

て、平成十一年四月から制度化されており、平成二十年四月現在、全国で三百三十四校が整備されております。

先進校を参考にしながら県教育委員会がまとめた主な内容は、併設型を採用し、高校入学時に県立中学校以外の学校からも生徒を受け入れ、人間関係の固定化を防ぐとしています。新設する中学校は、一学年二ないし三学級とし、入学試験は面接、作文、適性検査などで選抜し、受験教育の低年齢化を防ぐため学力試験はしないとなっております。高校は、四ないし六学級を想定し、高校からの入学者には学力試験を実施し、中高ともに普通科とする。モデル校として内陸と庄内にそれぞれ一校ずつ開設し、将来は県内各四学区への開設を検討することとしております。

構想については、多くの県民、特に小学生を育てる保護者の意見を聞くため、パブリックコメントを本年五月六日まで受け付け、意見をいただいております。

一方、県立高校教育改革実施計画の中で、少子化への対応として、県立高校の再編整備について平成十七年から十年間をめどに検討が進められております。これは、適正な学校規模を確保しながら、五十五学級程度の削減を目標に学校の統廃合を推進するもので、これまで、酒田地区で再編整備が進められております。また、北村山地区では再編整備に係る検討委員会が設置され、地域の関係者などから意見を聴取し、報告書の提出がなされ、具体的な再編整備案が検討されることとなっております。そして現在は、西置賜や西村山地区において検討委員会が設置され、再編整備について議論されている現状にあります。

ここで質問いたします。県が実施したパブリックコメントの結果、約八割の方が中高一貫教育に賛同しているとのことですが、目指す学校像はどのようなもので、いつごろをめどに設置を考えているのか、教育長にお伺いいたします。

さらに、高校再編整備計画が既に検討されている中で、中高一貫教育制度の取り組みが示されましたが、両計画とも関連する部分が大きいかと思いますが、今後どのような整合性を持たせて進めていかれるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、義務教育課程児童・生徒の不登校や別室登校防止対策についてお伺いいたします。

質問に入る前に、昨年九月定例会代表質問で別室登校生徒への学習環境の整備について質問させていただいたところ、今年度より県内中学二十校に教職員を配置して、別室でも学習に取り組むことができる環境づくりを進めていただきましたことに深く感謝申し上げます。専属の教職員が配置されたことにより、別室登校生徒の自立のための適切なケアや、これまで対応に追われていた先生方の負担軽減などにつながり、よりよい教育環境が確立されていくものと期待しております。

それでは、質問に入ります。

全国的に不登校や別室登校の生徒への対応に取り組まれている中で、中学校から急増する不登校、文部科学省の十九年度調査では、中学生の不登校は過去最高の三十四人に一人の割合にまで達したとのことであります。この大きな原因の一つと言われているのが、子供のつまずきとなりがちな「十歳の壁」と「中一ギャップ」です。

まず「十歳の壁」についてですが、子供の早熟が進む中で、五年生ごろから多感な時期に入り、周りの人を意識し始めるようです。ある教育委員会の調査によりますと、周りの人から認められていると思うとする比率が、小学四年生では一五%ほどあるのに対して、小学五年生では五%以下に急減することが判明し、五年生の夏休みを境に大きく変わると言われております。すなわち、子供と大人の境が十歳の時期にあり、それ以降は自分を客観視したり抽象的な思考も可能になるとのことです。

次に「中一ギャップ」についてですが、中学校に入学すると、学級担任制から教科担任制になったり、部活動への新たな参加などが始まります。また、複数の小学校から集まって学ぶことなどから、人間関係がより複雑化・多様化するようになります。このような大きな変化が子供たちに降りかかってくることから、不安を抱えるようになって、ストレスを感じるようになっておられます。

このようなことから、子供の目線に立って、立ちはだかる壁やギャップを乗り越えられるような教育環境をつくらなければならないと考えます。この対策に有効とされているのが小中一貫教育であります。

この教育方法は、簡単に言えば義務教育課程九年間を六三制にとらわれず、弾力的なカリキュラム編成で行う教育のことをいいます。東京都の品川区や奈良市などが構造改革特区認定を受けて開始し、この取り組みは全国に広がってきており、横浜市は平成二十四年から市立全校で導入予定となっております。

この取り組みの大きな目的の一つである急増する不登校の改善であります。平成十八年度に全国で先駆けて導入した品川区では、小学校から中学校にかけての不登校の増加率が全国平均の半分以下になるといった成果があらわれてきております。

この結果からしても、小・中の連携がこれまで以上に重要な役割を果たすと言えるのではないのでしょうか。小・中の児童・生徒の交流はもちろんのこと、先生方の交流を活発にして環境の変化を最小限にとどめる施策が必要であると考えます。

本県でも増加傾向にある不登校や別室登校生徒の未然防止対策として、どのような教育環境を構築していくお考えか、また、小中一貫教育に対してどのような御見解をお持ちか、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、少年の健全育成に向けた取り組みについてお伺いいたします。

私たちの住む日本もIT化が進み、パソコンが一家に一台という時代から一人に一台というような時代が変わりつつあります。携帯電話の普及も急速に進み、小学生から持つ子供も多くなってきております。県内四地区六校の中学校保護者及び高校生を対象に県警が昨年実施した携帯電話のアンケート調査では、中学生に携帯電話を持たせていると回答した保護者は一三・七%、携帯電話を持っていると答えた高校生は九八・五%と、高校生になるとほとんどの生徒が所持しているという結果になっています。また、平成十九年三月に内閣府が行った調査では、携帯電話でのインターネットの利用は中学生で五割を超え、高校生では九割以上の利用率になっています。このような数値からも読み取れるように、社会情勢の進展は加速しており、子供でもさまざまな情報を瞬時に入手することができるようになっております。

情報化社会を迎えたことは喜ばしいことではありますが、その反面、さまざまな問題も浮上してまいりました。保護者の目の届かないところで、出会い系サイトやアダルトサイト、自殺に関するサイトなどへアクセスしたり、個人情報を書いたりしてトラブルに巻き込まれる危険性もふえています。子供が被害者になる事件だけでなく、学校裏サイトでの誹謗中傷の書き込みなど、子供が加害者となるケースも多くなってきています。このように、現在の子供たちは、有害情報により日常的に犯罪に巻き込まれかねない状況にあります。

このような状況を踏まえ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、青少年インターネット環境整備法が本年四月より施行されました。この環境整備法は、フィルタリングの普及促進などにより、青少年の有害情報の閲覧機会を最小化するなど、民間関係者の自主的・主体的な取り組みを政府が支援することを基本として、子供たちを有害情報から守り、子供自身が適切にインターネットを利用できるようにする取り組みを求めています。

この法律によって、十八歳未満の子供が利用する携帯電話やPHSを購入する場合、保護者がこの旨を事業者申し出ることが義務づけられました。十八歳未満の子供が利用する携帯電話などには、事業者がフィルタリングサービスを提供することとなります。フィルタリングサービスを利用するかどうかは保護者の判断にゆだねられており、子供の年齢や成長を考えながら判断しなくてはなりません。

このような中で、県警の実態調査結果では、中学校でフィルタリングを知っていた保護者は七八・四%で、フィルタリングをしているとの回答は五一・四%にとどまっています。また、高校生においては、フィルタリングを知っているのが八三・八%ですが、フィルタリングをしているのは二一・五%と、大変低い状況にあります。

同様に実施した一昨年のアンケート調査からすると、フィルタリング機能を知っている割合が大幅に向上したものの、実際にフィルタリングを有効に活用している子供は大変少ない状況にあるのが見てとれます。また、中学生の保護者によっては、フィルタリング機能を全く知らない方も二割強と、早期の周知徹底も図らなくてはなりません。

現在の携帯電話にあっては、子供に電話を持たせているという感覚ではなく、パソコンを持たせているという考えに親も私たちも切りかえなければなりません。

このような現状を踏まえ、県警察本部ではフィルタリングの普及に向けどのような対策を講じていかれるのか、県警本部長の御所見をお伺いし、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐貝全健君） 吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） ただいま、樺津議員から二つの私に対する御質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、観光振興に向けた取り組みについてでございます。

観光は、単に史跡や名所といった資源の活用にとどまらず、農業や商工業等異なる分野の産業への波及や、来訪者と地域の人々を結びつける力を持っております。私としても、地域経済の活性化や地域振興を促進する重要な産業と位置づけ、力を入れていきたいと考えているところであります。

本県は今、議員御指摘のとおり、日本全国さらには世界から注目される話題に満ちており、さらなる観光振興に向け、まさに千載一遇のチャンスを迎えております。この機をとらえて、活力あふれる山形の実現を目指し、情報の発信、誘客対策等に鋭意努めており、徐々に手ごたえを感じているところであります。

こうした動きを永続的なものとするためには、県民一人一人がおもてなしの心をはぐみながら、地域が持つ資源を発掘し、その個性を磨き、来訪者が共感できる地域づくりを進める必要があります。この点で、本県は、歴史や文化に加え食など全国に誇り得る地域資源に恵まれており、観光ニーズの多様化が進む中で新たな魅力づくりに鋭意取り組むべき時期にあると考えております。

こうした課題への対応の一つとして、映画ロケ誘致の効果も大いに活用していく必要があると考え、今回の補正予

算に計上したところであります。

また、できる限り多くの方々から山形について知っていただき、実際に山形に足を運んでいただけるよう、官民が一体となって国内外に向けた積極的な情報発信と誘客対策を進め、同時に、受け入れ態勢の整備や人材の育成・まちづくりの推進に取り組んでまいります。

観光は、その地域が持っている力そのものであり、住んでいる人には地域に対する愛情と誇りを、訪れる人には喜びを与えるものであります。今後とも、観光が地域活性化の牽引役の一つとなるよう私みずから先頭に立って情報発信を行うなど、積極的に取り組んでまいります。

二つ目の、少子化解消に向けた対策の推進についてお答えいたします。

少子化対策につきましては、活力ある山形県をつくるため全力を挙げて取り組んでいく必要があると考えております。

現在、子育て支援を中心とする総合的な少子化対策を盛り込んだ次世代育成支援後期計画の策定を行っておりますが、子供を産み育てることへの県民の不安感と負担感の解消を図る視点を大切にして検討を進め、できることから取り組んでいるところであります。

一例を挙げますと、これまでも不安感を解消するための相談窓口としまして、県内七十三カ所の地域子育て支援センターなどのほか、児童相談所及び児童家庭支援センター合わせて四カ所では、二十四時間の緊急対応をしているところであります。さらに、質問にございました夜間の小児救急電話相談につきましては、これまでの平日の対応に加え、休日も実施することができるよう、このたびの六月補正予算に計上しているところであります。

なお、子育ての孤立感ということも指摘されており、地域の連帯感も重要であると思っております。こうした視点に立って、子育て山形県民会議・仮称の立ち上げや、山形県子育て基本条例・仮称の制定を通し、地域社会全体としての取り組みを展開していきたいと考えております。

また、負担感の軽減につきましては、ことし四月から県内のすべての市町村において妊婦健康診査費用の全十四回分を助成するよう拡大したことを初め、ことし七月から子育て支援医療給付事業において、入院費用に係る助成対象年齢を小学六年生まで拡大するほか、今般の六月補正において、特定不妊治療に対する経費の助成を拡充することとしております。

今後、後期計画の策定・実行を通じ、不安感と負担感の解消を図り、県民が安心して子供を産み育てられ、本県に生まれた子供が夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、子育てするなら山形県と実感できる社会の実現を目指し、少子化対策の充実に向け取り組んでまいります。

○議長（佐貝全健君） 結城健康福祉部長。

○健康福祉部長（結城博史君） 自殺防止対策についてのお尋ねでございます。

県といたしましては、新たに設置する地域自殺対策緊急強化基金を活用し、より総合的な取り組みを進める観点から、関係行政機関、民間団体などと幅広く連携を図り、相談支援体制の充実、自殺対策にかかわるさまざまな分野の人材養成、広報啓発の強化などを進めるとともに、市町村や民間団体の自主的な対策や活動を支援してまいります。

具体的には、現下の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、また、働き盛りの年齢層の自殺が増加傾向にありますことから、産業医のいない中小企業就労者を対象としたカウンセリング、多重債務問題などの相談会やハローワークにおける心の健康相談の実施など、自殺予防のための相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、住民により身近な市町村における取り組みが重要なことから、うつ病の予防対策など市町村が地域の実情を踏まえ実施する自殺対策に対して助成を行ってまいります。

さらに、民間団体に対する支援といたしましては、民間ボランティア活動として長年自殺予防に取り組んでいる社会福祉法人山形いのちの電話の相談事業の充実強化を図るため、相談員の増員のための養成研修や必要な設備の充実など、活動環境の整備に対する支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（佐貝全健君） 佐藤商工労働観光部長。

○商工労働観光部長（佐藤和志君） 県産品の販路拡大と情報受発信のネットワーク構築についてお答えいたします。

県内の多くの市町村が、県外の区や市町村と姉妹都市、友好都市などの関係を結び、その交流を通じて観光物産のPRを行っております。また、首都圏にアンテナショップを開設し、特産品の販売や情報発信を行っている市町もあります。

さらに、民間においても、県外の交流イベントへの参加や特産品販売などの取り組みが行われており、こうした取り組みについては、県産品販路拡大や情報受発信の有効な手段の一つと考えております。

県としても、アンテナショップ「おいしい山形プラザ」の機能補完・強化を目的に、山形とゆかりがあり、本県のPRに意欲と情熱を持って取り組んでいただける首都圏の飲食店・物販店を、仮称でございますがパートナーショッ

プとしてネットワーク化して、協力・連携しながら山形ファンの拡大に取り組むこととしているところです。

今後は、市町村や民間での取り組みの実態を踏まえつつ、そうした協力・連携の取り組みを基礎とする県産品の販路拡大や共同の催事、さらには情報共有・発信の仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐貝全健君） 森谷農林水産部長。

○農林水産部長（森谷裕一君） サクランボの生産振興についてのお尋ねがございました。

昭和五十三年に薫蒸処理を条件としたサクランボの輸入が解禁されて以降、本県においては加工用から生食用への品種転換、それから雨よけテントの導入により高品質化を図って、本県が現在のサクランボの主産地としての地位を築いてまいりました。他県においても栽培面積が拡大しておりますので、輸入だけでなく国内外のライバルに打ち勝って、主産地としての地位を揺るぎないものにしていく必要があると考えております。

このため、紅さやか、紅きらり、それから紅秀峰などのわせからおくてまでのオリジナル品種の導入によって、出荷期間の拡大それから安定した結実の確保のための受粉樹対策を一層強力に進めていきたいと考えております。

また、早期出荷のためのハウス栽培を拡大するとともに、長期被覆施設の普及に支援を行うことにより、高品質安定生産体制を築いて、消費・流通市場における評価を獲得してまいります。

近日中に薫蒸処理なしの米国産サクランボが出回る見込みでありますけれども、その品質や店頭での価格、それから消費動向・流通動向といったものを調査分析し、国内外の産地間競争に打ち勝つための取り組みを、生産者それから農業団体と一体となって強力に展開してまいります。

○議長（佐貝全健君） 山口教育長。

○教育長（山口常夫君） 私に対しまして二点ほど御質問がございました。

まず一点でございますが、中高一貫教育校設置構想と高校再編整備計画の整合性についてお答え申し上げます。

本県の中高一貫教育校の目指す学校像でございますが、六年間の計画的・継続的な教育活動のもと、体験の積み重ね等を通して個性や創造性を伸ばしますとともに、実験や実習に十分時間を当てることで専門性の深化を図りまして、なぜ、どうしてなど、解明そして勉学の発展につなげるための探求的な学習活動を実践する学校でございます。教師が子供とじっくり向き合い、きめ細かい教育を実践することによりまして、子供たちが描いた将来の希望、例えば医師、建築家、教師などなど、そんな希望と六年間の学びとが直結する学校でございます。

端的に申し上げますと、進学校ではありませんが、単に大学合格者数を競う学校ではなく、激しく変動する社会の中で自分の未来を切り開く学力を身につける学校でございます。

今後は、県内四地区で設置構想についての説明会を開催いたしまして、地域の皆様方からの意見等をお聞きしながら早期に設置時期・場所等の選定を進めてまいります。開校までには、少なくとも五年から六年はかかるものと考えております。また、既存の中学校への影響を極力小さくするためにも、長期にわたり中学生の多い市町村が望ましく、できるだけ広い地域から入学者を確保するためには、交通の利便性のよい場所に設置する必要があるとも考えております。

そして最後に、高校再編整備計画との整合性についてお尋ねがございましたが、新しいタイプの高校を設置することになりますことから、再編整備計画と密接に関係してまいりますので、今後十分調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

二点目でございます。義務教育課程児童・生徒の不登校や別室登校防止対策についてでございます。

中学校における不登校生徒数の増加は、本県でも大きな課題ととらえているところでございます。これまでも、スクールカウンセラーや教育相談員を配置するなど、不登校の減少に努めているところでございます。また、今年度からは、スクールカウンセラー等の中学校全校配置や別室登校生徒の教室復帰を支援する教員の配置を進めますとともに、義務教育九年間を四・三・二というまとまりで考え、特に小・中をつなぐ小学校五年生から中学校一年生に、学力差や好き嫌いが出やすくなる算数・数学、理科、外国語活動の重点教科指導教員を配置いたしまして、学習指導の面からも不登校の未然防止に努めているところでございます。

今後は、さらに少人数学級編制を中学校三年生まで拡充いたしまして、心の通い合う人間関係をつくりながら、学校が楽しいと思える教育を進めてまいりたいと考えております。

議員御指摘の小中一貫教育につきましては、国におきましても研究開発校を指定し、その効果検証に努めておりますので、その成果等を注視してまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、不登校の防止に努め、すべての子供に教育を保障することが義務教育の責任であるとの立場から、これまで以上に小・中連携を図った教育を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐貝全健君） 堀金警察本部長。

○警察本部長（堀金雅男君） フィルタリングの普及に向けた取り組みについてのお尋ねでございます。

フィルタリングは、インターネットを利用して得られる情報について、特定の条件と一致する情報へのアクセスを遮断する方法により、利用者の閲覧または視聴を制限する仕組みであります。

本年四月に施行された青少年インターネット環境整備法によりまして、携帯電話事業者等によるフィルタリングの提供が義務化されました。これによって、青少年は原則として携帯電話を通じてインターネット上の有害情報を閲覧できないようになりましたが、保護者が不要であると申告すればフィルタリングがなされないことになっております。

県内のフィルタリングの利用率であります。中学生の保護者や高校生に対するアンケート調査によりますと、平成二十年の利用率は平成十九年に比べて上昇いたしました。依然として低い状況にあります。利用しない理由としては、中学生の保護者では「機能が制限されてしまうから」や「フィルタリングを知らないから」が多く、高校生では「機能が制限されるから」が多くなっております。

警察といたしましては、フィルタリングは、出会い系サイトやアダルトサイト、自殺に関するサイト、犯罪を助長するサイトなど、子供にふさわしくない有害なサイトへのアクセスを制限することができ、少年の犯罪被害防止に高い効果が期待できるものと考えております。

このため、PTA研修会や地域座談会などにおいて、保護者や青少年育成ボランティアに対して、有害情報の例や実際の犯罪事例を紹介するとともに、有害情報を自動的に遮断するフィルタリング機能の有効性等を説明し、フィルタリングの利用を呼びかけております。

今後も、少年犯罪被害防止に向け、フィルタリングの利用を図っていくこととしております。

○議長（佐貝全健君） 三番様津博士君。

○三番（様津博士君） 御答弁いただきましてまことにありがとうございました。

知事のほうからは、少子化対策に向けた意気込みというものを感ずることが出来ます。私も一生懸命頑張っておりますので、何とか若い世代の負担感・不安感というものをぬぐい去れるよう、執行部の皆さん一丸となって頑張っていたきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、教育長、御答弁ありがとうございました。別室登校生徒に関してことしから教師を配置していただき、本当にありがとうございました。ただ、やっぱりその根本的原因になっている「十歳の壁」と「中一ギャップ」、ここを何とか環境を整えて、その負担を子供たちが感じないように、そういうふうには持っていけないと、なかなか減少傾向にはならないというふうに思います。

何とか力を合わせていただきまして、その環境の変化が少しでも少なくなるように、今後とも御尽力を賜りたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（佐貝全健君） 十四番伊藤誠之君。

○十四番（伊藤誠之君） 自由民主党の伊藤誠之です。このたび、一般質問の機会を与えていただきまして御礼を申し上げます。

今回の一般会計補正予算額五百四十一億一千九百万円が計上され、積極的な予算提案がなされました。一日も早い景気回復を願いつつ、質問させていただきたいと思っております。

最初に、やまがた総合発展計画の見直しについてであります。

今定例会の冒頭において、吉村知事は、社会経済情勢の変化を踏まえて、人口減少の抑制、農林水産業の生産力向上、地域内循環を含めた県内産業の活性化、県民の生活を支える公的セーフティーネットの整備など、これまでの施策の方向性をその推進手法も含めて見直す必要があり、そのために新たな総合計画の策定を総合政策審議会に諮問したい意向を表明しておられます。

現計画のやまがた総合発展計画は、平成十六年六月に、高橋知事が山形県総合政策審議会に諮問し、約一年半に及ぶ議論を重ねた末、平成十七年十一月の答申を受け、平成十八年三月、齋藤知事のときに正式に策定されました。

現計画の策定に当たりましては、県議会が策定段階から積極的にこれに関与し、県民の視点に立った県行政を推進することを目的に、平成十七年九月議会において、「山形県行政に係る総合的な計画を議会の議決事件として定める条例」が制定されたのであります。現計画はその条例に基づき、平成十八年二月、議会において議決された県政史上初めての総合計画であり、その重みを十分認識する必要があります。

このように、現計画は、審議会及び議会での議論はもとより、県民各層から意見をいただきながら長い年月をかけて話し合いが行われ、十分に時代の変化を読み取り、将来の山形県のあるべき姿を見通して策定された計画であるはずであります。

やまがた総合発展計画では、本格的な人口減少社会の到来や環境と資源の制約を視野に入れ、以前のような高い経済成長が見込めない社会背景と経済のグローバル化の影響を十分考慮に入れた上で、計画が立てられております。心の充足や生きがいといった質的な豊かさの実現や活力にあふれる地域づくりを目指しております。

吉村知事は、活力あふれる山形づくりは、特に産業、農業、医療・福祉・子育て、教育を重点に取り組み、赤ちゃ

んから長寿の方まで生き生きと暮らせる活力ある山形をつくと公約をしております。あつたかい県政の実現を目指すとして訴えておりますが、フレーズの違いこそあれ、大きな政策的な違いはどこにあるのでしょうか。

百年に一度という経済不況、それに伴う雇用危機、人口減少社会と、日々変化している社会情勢だけでなく、吉村知事御自身が、前知事からの県政の転換をマニフェストに示したという経緯は理解できます。しかしながら、現計画のどこに不都合な点があり見直すべき問題点があるのでしょうか、詳しい説明を求めるものであります。

現計画では、計画実現の土台として県庁改革を初めとする県政システムの再構築がうたわれてきましたが、こうした県庁改革まで見直そうとなさるのでしょうか。また、やまがた総合発展計画を受けて、県内各地でさまざまな事業、施策が進められております。こうした地域別のグランドデザインについての見直しはどう考えているのでしょうか。さらに、現計画を見直すということは、これを受けて策定された第五次山形県保健医療計画や、やまがた産業振興プランなどなど、それぞれの分野の計画まですべて見直すことになるのでしょうか。

知事が変わるごとに県の総合計画を見直すというのであれば、十カ年計画ではなく四年ごとに策定すべきということになると思います。長い年月をかけて議論した十年に一度の計画の意味をどのようにお考えなのでしょうか。

前知事の使ったフレーズや言葉を踏襲したくない思いがなおりになるのかもしれませんが、今求められているのは、事業や施策の中身・質であり、見直しにかける労力を県民の実生活の向上と発展計画の推進、計画の実現への努力に向けてしかるべきだと考えます。

新たな計画策定の必要性について、知事の御所見を伺いたいと思います。

次に、小規模水力発電に対する基本的な考え方について伺いをいたします。

昨年の原油高騰による市民生活への大きな影響は、化石燃料に大きく依存する日本経済の脆弱さを露呈させました。化石燃料の有限性や地球温暖化の進行を考えれば、低炭素社会を目指すことは全世界の課題であり、地域の課題でもあると考えます。

地域における新エネルギーの開発については、既に現在の庄内町にある旧立川町の風力発電、岩手県葛巻町の木質バイオマス、メタンストック、風力、太陽光による発電の取り組みが先進的であり注目されているところであります。例えば、風力発電は海沿いの地域が適しているなど、一言で新エネルギーと言っても、地域の環境や立地条件等により一律な手法による取り組みは難しいと考えられます。

山形県は多雪地帯であり、気候風土からブナの原生林が発達し、水源の涵養機能に恵まれております。私は、新エネルギーを考えると、この水資源に注目すべきではないかと思っております。

万年雪に覆われた二千五百メートル級の山々に囲まれた山梨県では、都留市や北杜市で既に小規模水力発電事業に積極的に取り組み、成果を上げているとお聞きしております。

恵まれた水資源を有効に活用すれば、農業振興などにも役立ち、水利事業と一緒に取り組むことで農業県である本県の新しいエネルギー対策になります。大規模なダム建設事業に伴う大規模水力発電事業でなくても、多種多様な流水を利用した小規模水力発電には多様な可能性があると考えます。新たな公共事業の分野を創造する投資効果も考えられ、他の発電方式よりも小規模水力発電では故障が少なく耐久性にもすぐれていることなど、取り組むに値する事業であると考えます。

そこで、知事にお聞きします。このような有望な水資源の存在する本県において、地域の自然条件に合ったエネルギー対策として、小規模水力発電をどのように認識し今後取り組んでいく意思があるのか、伺いたいと思います。

次に、バイオマスの利活用について伺いをいたします。

豊かな水資源に加え、県土の七二%を森林が占める我が県にとって、持続可能な森林資源を中心としたバイオマスの利活用は、次世代エネルギーとして注目されているところであります。アメリカでは、オバマ大統領がグリーン・ニューディール政策を表明し、日本では平成十八年に新たなバイオマス・ニッポン総合戦略を策定しましたが、バイオマスエネルギーに関する取り組みは省庁ごとのハードルが高く、建前だけになっているところがあります。

工業開発がおくれがちな山形は、豊富な自然環境を最大限に活用し、崩壊する森林の再生や地域振興の上からも、バイオマスや先ほど申し上げた水資源といった地域エネルギーに目を向け、新たな産業文化の創造を目指すことはできないでしょうか。

NPOや各地域での市民活動では、小さいながらも地道で気長な活動を続け、まきやペレット・チップストーブ、地域熱供給システムなど身近なバイオマスを通じてイメージづくりをし、一般社会への関心を高める運動も行っております。

バイオマスの取り組みでは、実証的取り組みの導入にはリスクもあり、継続が不可能な事業もありましたが、これまで県内各地において、間伐材のペレット化やチップ化、発電やマテリアル利用など、国やNEDOによる実証事業が進められてきました。今後、国やNEDOによる補助期間が過ぎ、自己完結が迫られたとき、安定した活動が継続できるかという課題が出てきております。

また、バイオマスの資源は、木質だけでなく広く薄く分布しています。これをいかに効率的に収集し、良質で安価なエネルギーとして安定的に供給できるか、システムづくりも課題となります。

このような課題に産学官が連携し一緒になった活動こそが、バイオマスエネルギーの可能性を引き出し、事業展開するために必要だと思います。そのためにも、行政の部局縦割りの状況を廃し、連携してバイオマスの普及活動や実証事業を進めていくことが必要なのではないでしょうか。森林整備に伴って出た間伐材や林地残材をバイオマスとして利活用するために、緑環境税を積極的に運用すべきと考えますがどうでしょうか。

県は、循環型社会の構築のためにも、バイオマスエネルギーの現状をどのようにとらえ、今後の政策転換を図っていくのかについて、文化環境部長の見解をお伺いいたします。

次に、過疎対策についてお伺いをいたします。

新過疎法制定に向けた県の取り組みについてであります。

近年の人口減少、少子高齢化は、過疎地域ほど急速に進行しております。本県過疎地域の高齢化率は、平成十七年国勢調査では二八・七％であり、自治体によっては、小・中学校一校ずつというところもあり、少子化は大きな社会問題となっております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成二十二年三月末をもって失効しますが、現在の過疎地域の厳しい現実を踏まえれば、新過疎法制定は当然であります。ただ、現行の過疎法継続では、過疎地域の人口減少、自然の荒廃はますます進むでしょう。公益的機能の保全、格差社会の是正・解消など、国民の合意を得て実りある新過疎法となしてほしいと思います。

そのために、国に対しては、過疎地域の現状と有利な過疎債の発行や中山間地域等直接支払制度の充実など、支援策の必要性を強くアピールする必要があります。去る五月二十九日には、新過疎法制定実現山形県総決起大会が開催され、大会決議を採択したところでありますが、過疎地域が多い本県にとっては、さらなる法制度の充実・強化が必要であり、これを強く望むものであります。

そこで、改めて新過疎法制定に向けた県の取り組みについて、総務部長にお伺いしたいと思います。

次に、過疎地域振興のための県の支援についてです。

先日、新庄から約二十五キロ山合いの鮭川村の木の根坂集落を訪れる機会がありました。十一戸に人口は五十人の山村であります。収入源の半分以上はワラビやゼンマイ等の山菜と原木ナメコの栽培であるとのこと、地域資源を有効に生かして生活をしておられました。平成十九年から旧木の根坂分校の施設を活用し、手打ちそば店と宿泊施設を併設した「みやまの里」を開設して、地元のお母さんたちが中心となって活動しています。「にほんの里百選」にも選ばれたこの地域には、都会の人たちも山合いの自然を楽しみに訪れ、昨年は約二千人もの方々が訪れたということです。先日も、山菜祭りを開催した折には、山菜もそばもすべて売り切れる盛況ぶりだったそうです。頑張っている山村のモデルケースではないかと思えます。

しかし、木の根坂集落のように、学校の統廃合や分校が閉鎖した後の利活用がうまくいっているところばかりではないと思います。

過疎地域において、ハード面の道路整備や除雪対策などは、十分ではないとはいえかなりの分野で整備されつつありますが、人口減少、少子高齢化により新たな厳しい状況を迎えつつあると思っております。課題は、地域資源を生かした農村振興、農地・森林を生かした産業振興、生活・経済基盤の充実にあると思えます。そこに住む人たちのコミュニティ機能を強化しつつ、いかに若者が魅力を持てる地域に育っていくかが課題でありましょう。

また、過疎地域の孤立した住宅で暮らす高齢者にとっては、豪雪などの自然環境や医療体制など厳しい生活環境を考慮すれば、冬期間だけ市街地の集合住宅などに移り住む、いわゆる「夏山冬里」方式の検討も必要になってくるのではないかと思います。

ことし二月、新過疎法制定に向け、県過疎地域等振興懇話会の報告書がまとめられました。現状認識に立ち、五項目を柱とする振興方針が提起されておりますが、県は、市町村と連携しどのように過疎地域の振興に向け支援していくお考えか、総務部長にお伺いしたいと思います。

次に、雇用創出対策についてお伺いをしたいと思います。

公募型雇用創出事業についてです。

世界を襲った百年に一度と言われる経済危機は、日本国内、山形県内をも不況の渦に巻き込み、雇用に深刻な影響を与えています。五月三十日、朝日新聞の中で、「四月求人最悪」「雇用の冬これから」という見出しで、四月の完全失業率が五年五カ月ぶりに五％台に達し、このままだと過去最悪の五・五％を超え、六％台に達するおそれがあると予測しております。全国の有効求人倍率は、過去最悪の〇・四六倍まで下がっており、北海道、東北、九州の地方圏ほど深刻な影響が出ております。

本県はさらに厳しく、四月の有効求人倍率は〇・三五倍に悪化、前月より〇・〇二ポイント低下し、昭和五十七年

以降十七年ぶりの低水準であり、山形労働局では、四月の県内雇用情勢は悪化が続いていると分析しております。

ある工業団地の部品メーカーは、従来の六〇%まで減産を余儀なくされ、七十人いた従業員も五十人まで削減してこの厳しい状況をしのいでいると聞きました。

また、一方では、ことし三月月に通常の三分の一まで売上げが下がり、従業員も一時は四割程度の人員をリストラや休業で調整したとのことでした。しかし、この五月の一カ月で売上げは通常の九割まで業績を回復しつつあるということで、現在は、雇用も以前の九〇%まで戻しているという明るいニュースもあります。薄型液晶テレビなどデジタル家電が好調で、自動車関係もかなりの回復傾向にあるとのことでありました。

県でも、昨年秋からの厳しい雇用環境を踏まえて、二十年度補正、二十一年度当初予算と、国の雇用対策を全面的に受け入れて懸命な対策を講じ、雇用創出一万人プランのもと、雇用創出のためのさまざまな取り組みを展開してきたところであります。

この中で、これまでにない新しい試みとして、国のふるさと雇用再生特別基金事業において、雇用創出事業を一般から広く公募されました。その結果、百四十九件、四十六億円を超える応募があり、県民の期待の高さがうかがえるところであります。

このたび応募のあった事業の中から五十五事業、三億九千万円の事業が採択されたとお聞きしましたが、民間に事業を委託し持続的な雇用につなげるねらいの中で、どのような視点で事業を採択されたのか、また、採択した事業によりどのような雇用効果を期待しているのか、商工労働観光部長に伺いたいと思います。

次に、地域雇用創造推進事業について伺いをいたします。

最上地域は、二十一年四月の有効求人倍率が〇・三〇倍と県内でも低く、深刻な状況となっております。ハローワーク新庄によると、最上地域の有効求人・求職状況は、技能工、製造等の職業には、求人二百四十四人に対して求職者は一千七百四十人に上り、〇・一四倍という厳しさです。また、管理的・事務的の職業には、四十五人の求人に対し四百八人の求職者があり、〇・一一倍という状況です。

ある事業所では、事務員一名の求人に対し三十名もの応募があったということであり、多くの人が職を求め、一つの求人に殺到している実態があります。その一方で、サービス業や衣料・繊維製品製造は一倍に近い数字を示しており、職種によって大きなばらつきが見られます。また、四十五歳以上の中老年に対する雇用環境は大変難しく、建設業関連の仕事の低迷が響いているものと思われます。

こうした中、最上地域においては、地域雇用創造推進事業いわゆるパッケージ事業が採択されたほか、地域雇用開発計画を策定し、雇用開発促進地域に指定され、地域を挙げて雇用の創出に取り組むこととしており、地域雇用の創出の着実な推進に大きな期待を寄せているところであります。しかしながら、私の周囲の方々の話をうかがってみると、この二つの事業、計画がわかりにくいという声も多く聞かれます。

地域雇用創造推進事業と地域雇用開発計画の関連やそれぞれの具体的な事業内容と期待される成果はどのようなものか、商工労働観光部長にお伺いしたいと思います。

次に、県有財産の有効活用について伺いをいたします。

県有遊休資産の売却及び賃貸借の促進についてです。

県財政健全化に向けた改革の一環として、歳入確保対策は重要な課題として認識しております。県税収入が望めない中で、県有財産を有効活用し、無駄を省き、いかに収入を確保するかが重要です。そのためにも、県が保有している遊休資産を積極的に売却するか、貸し付けをして収入を得る方策を考える必要があります。

平成二十年度の県有地の売却については、目標額が三億円に対し三億二千万円の財産処分が行われたとうかがっており、引き続き、遊休資産の売却を進めていくべきと考えます。県では、現在、県有地の売却の方策として、売却予定箇所を県のホームページに掲載しているほか、現地に売却予定を表示する看板を設置するなどの取り組みを行っているとお聞きしております。

しかしながら、昨今の厳しい経済情勢の中で、今後、県有地の売却を促進していくには、民間のノウハウを活用するなどしながら、さらに積極的な取り組みを行っていく必要があると思います。

県では、今年度の売却目標額をどの程度と考えているのか、また、その目標を達成するには売却促進策としてどのような方策を考えているのか、総務部長にお伺いをいたします。

一方、昨今の経済情勢を考えれば、現実的に土地売買は容易ではないものと思われます。なかなか売却が進まず、土地が荒廃しますと、管理することも大変になります。私は、土地の有効活用の観点から、今後は賃貸借契約についても積極的に取り組んでもよいのではないかと考えます。

国では、地下に廃材などの埋設物や土壌汚染があり、売却のために埋設物を撤去すると経費がかかり過ぎる物件等々については、積極的に貸し付けを行っていく方針であるとのことでありました。

現在、市町村への貸し付けは行われているとのことですが、今後は、地域集落組織や地域スポーツクラブ活動など

活動場所を必要とする団体はもとより、賃貸料収入が得られる民間企業に対する貸し付けについても、幅広く対応していくべきではないでしょうか。

県における遊休資産の貸し付けに対する考え方について、あわせてお伺いしたいと思います。

最後の質問になりますが、知事公舎・公館は売却も含めての検討が進んでおります。県財政や公館の利用状況を考えれば、売却を検討するのもやむを得ない判断かとも思います。

しかしながら、これまで板垣知事、高橋知事、齋藤知事と二十一年間にわたって歴代の知事が住んできたわけで、現知事が住まないからといって直ちに売却してよいもののでしょうか。吉村知事以降、県庁から遠隔地に住居がある方が知事となった場合はどうするのか、危機管理上の問題は発生しないのか、県としての見解を総務部長にお尋ねいたします。

また、知事公舎・公館の利活用については、今後、第三者委員会を新設し、意見を聞いた上で方針を決定することとしているようですが、第三者委員会とはどのような組織なのか、また、知事公舎・公館の利活用方針決定に係る今後のスケジュール等についてもあわせてお伺いをしたいと思います。

以上をもちまして壇上からの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐貝全健君） 吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） ただいまの伊藤議員からの御質問に順次お答えいたします。

まず、やまがた総合発展計画の見直しについてのお尋ねでございます。

これにつきましては、これまで申しましたように、現計画策定時と現在の社会経済情勢は大きく変化しております。こうした変化への的確な対応を求める県民からの負託をいただいた私は、その責任を果たすために、県民の命と生活を守ることを最優先とした温かい県政、活力あふれる山形の実現に向け、新たな県づくりに取り組む基本方針を施策の展開方向とともに明確にする義務を有しております。

このような認識のもと、長期的な視点に立って、県づくりの基本的な考え方、政策を転換・補完していくことが必要と考えており、これを端的に示すものが、すなわち計画の見直し過程での議論と新たに策定される総合計画であると考えます。

御質問の第一点である見直すべき問題点であります。

まず一つ目は、地域社会を揺るがしかねない加速度的な人口減少の進行に対しては、これまでの人口減少適応策に加え人口減少抑制策を重視していくこと。二つ目には、県内産業について、外需依存型の産業構造から地産地消や県内での内部循環による価値の向上など内需型の産業構造の構築を重視していくこと、また、農林水産業分野では、販売・発信に力点を置いた取り組みに加え日本の食料基地山形としての発展の源泉となる生産力の向上を重視すること、観光分野では、観光客の誘客に加え多様な交流を拡大し、その効果を地域内で循環、波及させ、地域活力の向上を重視していくこと。三つ目には、県民の不安を払拭するため、今後は、自助、互助を基本とする福祉から、共助を含めた公的な福祉基盤の再構築を重視していくこと。四つ目は、環境への対応については、環境に配慮した取り組みに加え地域活力や経済力の向上につながる低炭素社会の形成を目指した取り組みを重視していくことなど、県づくりの基本理念や方向性を変えていくべきものと考えております。

なお、新たな総合計画を実現する上で、その裏づけとなる行財政改革に引き続き取り組んでまいります。県庁改革を初め行政運営の手法については、現在のやまがた集中改革プランが今年度までとなっていることを踏まえ、計画そのものとの関係を再整理し、計画本体に位置づけるべきかどうか十分に検討してまいります。

また、地域グランドデザインにつきましては、現計画では全県計画と同時期の作業となったため、一部整合性に課題が残っているものの、地域の特性を十分生かし、地域の声を反映させて一層の施策展開を進めるという仕組みにおいて有意義であることなどを考慮し、新たに策定する総合計画の中で、地域の発展方向として掲げていきたいと考えております。

さらに、やまがた総合発展計画を受けて策定された各分野の計画につきましては、それぞれの分野における進行管理のもとで、固有の問題等への的確な対応や国の計画との整合性などを踏まえ、個別に対応していくべきものと認識しております。すなわち、新たな総合計画の策定をもって直ちに見直すものではございません。

また、今日のような社会情勢の大きな変化や、県民の負託にこたえるために総合計画を見直す必要が生じた場合であっても、新たな計画は短視眼的な立場ではなく、県民の皆様に対し、一定程度将来の展望を示しながら策定するのが常であると考えております。

いずれにいたしましても、社会経済情勢の変化は、今、まさに施策の中身、質といった政策の転換を求めており、今後、これをどう進めるかの道筋を明らかにするため、県民の皆様の声をお聞きしながら、また、総合計画は議決を経て策定されるという重みを十分に踏まえ、県議会の皆様と意見交換をしながら、新たな総合計画を策定してまいりたいと考えております。

もう一つ、小規模水力発電に対する基本的な考え方についてのお尋ねでございます。

風力発電や太陽光発電、小規模水力発電などの新エネルギーは、二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーであります。また、結果として、化石燃料消費量の低減にも資するものであり、新エネルギーの地域への導入は、地球温暖化対策として有効なものと考えております。

このようなことから、本県では、新エネルギーの導入を省エネルギーの推進とあわせて、地球温暖化防止のための施策の柱と位置づけております。これまでも、バイオマスなどそれぞれの地域における特色あるエネルギーの活用を支援してまいりました。

議員御指摘の小規模水力発電は、国において平成二十年度から新エネルギーとして位置づけられたものであり、現在、鶴岡工業高等専門学校やNPOが主体となり、鶴岡市、新庄市などでその導入に向けた取り組みが進められていると聞いております。

県としましては、今後、こうした各地域の特性を生かした取り組みと連携するなど、活用の可能性を研究してまいりたいと考えております。

○議長（佐貝全健君） 藤田総務部長。

○総務部長（藤田 穰君） 伊藤議員から私へは、大きくは過疎地域の振興策関係それから県有財産の利活用関係でございます。それぞれ二つずつ全部で四点にわたる御質問をちょうだいいたしておりますので、順次お答えを申し上げます。

まず一点目、新過疎法制定に向けた県の取り組みについてでございます。

県といたしましては、これまで、有識者、市町村の代表者、地域実践者等で構成する山形県過疎地域等振興懇話会を設置し、六回にわたる御議論をいただき、本年二月、本県過疎地域の課題と今後の方向性等について御報告をいただくなど、新たな過疎法制定も見据えつつ、今後の過疎対策についての検討を重ねてまいりました。

また、去る五月二十九日には、新過疎法制定実現山形県総決起大会を開催し、県議会議員の皆様を初め関係市町村などから三百名以上の参加を得て、懇話会の報告も踏まえて、一つとして、医療・福祉への支援、生活交通の確保、豪雪対策など生活支援対策の充実・強化、二つとして、高齢者や小規模農家等が安心して生産活動に取り組める環境づくり、三つといたしまして、過疎対策事業債の対象拡充といった決議を行い、早速、国等に要望したところでございます。

過疎地域は、人口減少、少子高齢化が進行する中、さまざまな課題が顕著となっております一方で、国土の保全、地球環境の維持、水や食料の提供などの大きな役割を担ってございます。こうした状況を踏まえ、県といたしましては、新たな過疎法の制定に向けて議会の皆様の御理解もいただいた上で、来月にも、山形県開発推進協議会として提案・要望活動を行うなど、他県それから関係団体などとも十分に連携しながら、国等に対して強く働きかけてまいります。

二点目は、過疎地域振興のための県の支援についてということでございます。

県における支援といたしましては、県過疎地域等振興懇話会から御報告いただいた、生活支援を基本として地域特性に応じた振興対策の推進など、五項目を柱とする支援・振興策をまずもって踏まえながら、議員から御紹介いただいた廃校活用など地域の主体的・自発的な実践活動の広がりをも大切にしながら、今回の肉づけ予算で個別の課題等に取り組むことといたしております。

具体的に申し上げますと、議員御指摘の「夏山冬里」は、御本人の意思尊重が前提となりますものの、安全の確保等からも有効な方策の一つであると考えておりまして、さらに、遊休公共施設の利活用についても喫緊の課題となっておりますことから、これらについて、今年度、有識者や市町村職員を交えた研究会を立ち上げ、県内外の事例等から、課題の把握やその解決手法等について検討してまいります。

また、市町村とも十分に連携をしながら、過疎地域におけるコミュニティ機能の充実等のため、地域が希望するテーマに沿ったアドバイザーの派遣を行うほか、地域資源を活用しつつ都市との交流などにより集落の活性化が図られた事例の分析さらには拡大に取り組むことなどによりまして、今後とも過疎地域の振興に力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

三点目は、県有遊休資産の売却及び賃貸借の促進についてのお尋ねでございます。

県有遊休資産の売却につきましては、山形県財政の中期展望におきまして、歳入確保策の一つとして遊休財産の処分を掲げておりまして、本年度の売却目標額は三億円としているところでございます。

一方、昨今の厳しい経済状況の中で、企業や個人の土地需要も停滞しておりますことから、その売却もなかなか難しい状況にございます。

このような中で、目標を達成するための方策といたしまして、本年度、すべての売却予定地に視認性の高い看板を設置いたしますとともに、民間ノウハウの活用策として、社団法人山形県宅地建物取引業協会へ売り払い物件リスト

の提供を行ったところであります。また、広く入札参加者を募り売却可能性を高めるため、本年度より新たに、民間会社の運営するインターネット公有財産売却システムによる売却手続を導入することとしたほか、昨年度の包括外部監査結果報告書の意見も踏まえまして、評価額の八割としてございます予定価格の下限設定を、物件によっては引き下げる方向で検討をしております。

遊休資産の有効活用につきましては、歳入確保のため売却を第一には考えてございますが、当面売却が難しい物件については、議員御指摘のとおり、貸付料収入が得られる民間企業等への貸し付けにつきましても、有効活用の選択肢の一つとして対応してまいりたいと考えております。

県といたしましては、財政健全化のため、引き続き、遊休資産の積極的な売却・貸し付けを進め、歳入の確保を図ってまいりたいと考えております。

最後、四点目の御質問は、知事公舎・公館の利活用についてでございます。

知事公舎・公館につきましては、建設当時における要請から大きな変容が見られますことや、近年における使用の実態、さらには他県における設置状況等にもかんがみ、行政支出の節減及び県有財産の有効活用の観点から、その利活用について、現在、売却も視野に入れながら検討しているところでございます。

知事の居住地につきましては、お尋ねの大規模災害時等における危機管理態勢といった観点から申し上げれば、携帯電話やメール等の普及により、情報伝達手段が従前と比して飛躍的に進歩している今日ではありますが、やはり基本的には県庁舎に近いことが望ましいと考えてございます。

この点、既に廃止により知事公舎を有しない他の十六の都府県におきましては、庁舎に比較的近い場所に自宅をお持ちでない場合には、庁舎近隣の一般公舎または県が借り上げた民間マンション等を知事の居宅とすることで対応をしております。本県におきましても、今後、そうした例も参考にしながら、具体的に対応策を検討することになると存じます。

また、知事公舎・公館の利活用方針決定のスケジュールにつきましては、現在、県の各部局への照会を終え、県内にある国の各機関及び山形市に対して、利活用意向の有無を照会しているところでございます。

その後、行政支出の節減・効率化の徹底や遊休資産の有効活用、さらには新たな行革指針の策定等に関して、県民の皆様から幅広い視点で御議論いただくために設置いたします、仮称ではございますが、行政支出点検・行政改革推進委員会から御意見をうかがうなどしながら、幅広く十分な検討を加えた上で方針を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐貝全健君） 中村文化環境部長。

○文化環境部長（中村 稔君） 伊藤議員から、バイオマスの利活用についてのお尋ねがございました。

本県では、バイオマス利用を循環型産業において大きな発展可能性を持つ分野と位置づけており、エネルギー利用を中心に推進することといたしております。

具体的には、伊藤議員からもお話がございましたように、NPOや各地域の市民団体が中心となりまして、BDFの利用、ペレットストーブの普及拡大などに取り組んでおります。さらに、果樹剪定枝を利用した発電事業や下水汚泥の固形燃料化事業といった実証事業も行われているところでございます。こうした活動が安定的に継続されるには、初期投資に対する補助だけでなく、原材料の供給、製品の販売先の安定的な確保など、ビジネスモデルのつくり方ということが課題となっております。

県では、産業廃棄物税を活用し、技術開発や施設整備に対する支援を継続するとともに、ごみゼロやまがた環境展などを開催し、リサイクル製品の普及啓発を図ってまいります。さらに、循環型産業アドバイザーや三R推進コーディネーターを派遣し、販路拡大等についてきめ細やかな指導助言を行い、安定した事業展開に向けて支援してまいります。

また、バイオマス利用へのやまがた緑環境税の活用につきまして、今年度から間伐材や林地残材の有効活用に向けて、搬出支援の対象にペレットやチップ等の用途も加え、制度の拡充を図っているところでございます。

バイオマスの利活用につきましては、伊藤議員御指摘のとおり、部局間の連携というものが大変重要でございます。環境関連産業の施策の連絡・調整を図ることを目的としたエコビジネス連絡調整会議を通じて、関係部局間の連携・協力をより一層強く進めてまいります。

○議長（佐貝全健君） 佐藤商工労働観光部長。

○商工労働観光部長（佐藤和志君） 雇用創出対策につきまして二点お尋ねをいただきましたので、お答えを申し上げます。

一点目の公募型雇用創出事業についてでございます。

この事業は、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用したもので、個人や民間企業、団体の皆様から百四十九件の御

提案をいただきましたが、県の関係部局での事業化への検討を踏まえまして、六月十八日の県緊急雇用対策本部会議において、五十五事業の採択を決定いたしました。

採択に当たりましては、県事業としての適格性、具体的には地域の発展への貢献度、事業の新規性、事業内容の具体性・実現性等になりますが、こういった観点からの適格性及び雇用創出効果等を総合的に検討し、決定したところであります。

これらの事業による雇用創出効果として、百二十六人の新規雇用を見込んでおり、雇用された方々には、民間からのアイデアをもとにした地域の発展に資するさまざまな分野の事業において、その推進を図るための担い手として働いていただく予定となっております。また、事業者においては、民間企業等ならではの創意工夫によって、事業を軌道に乗せ、委託事業終了後も安定的・継続的な雇用に結びつけていただくことを期待しております。

県といたしましては、事業実施の準備を速やかに進め、できるだけ早く事業に着手して、所期の雇用創出が図られるよう努めてまいります。

二点目が、地域雇用創造推進事業についてでございます。

この事業は、複数の支援メニューが一まとめになっているということで、パッケージ事業と言われておりますので、以下、そのように申し上げます。

このパッケージ事業及び地域雇用開発計画は、いずれも地域雇用開発促進法に基づくものですが、パッケージ事業は、雇用創造に向けた意欲が高いとされた地域において、市町村等で構成する地域協議会へ事業委託を行うものでありまして、今回、最上地域で採択された事業は、県と管内八市町村等で協議会を組織して提案をしていたものでございます。

内容としては、一つには、製造業の機能強化、二つ目として、食農産業の融合により新たな価値を創造する農業の総合産業化の推進、三つ目として、観光の振興、この三つを柱として、人材育成のためのセミナー等の開催や地域農産物を活用した商品開発などの事業を実施し、約三百人の雇用機会の拡大を目指すこととしております。

一方、地域雇用開発計画は、有効求人倍率が一定程度全国平均より低い等の要件に最上地域がことし二月に該当したことから、県が計画を策定し、四月一日に厚生労働大臣の同意を得たものでありまして、これにより、事業主に対して各種助成制度が適用されることになりました。計画の内容は、先ほど申し上げたパッケージ事業による約三百人をベースに、各種助成制度の活用等によりまして、二十三年度末までの三年間で計五百人の雇用創出を図るというものであります。

県といたしましては、このパッケージ事業による人材育成等の事業と各種助成金制度の活用による企業活動の拡大などが、相乗効果をもって地域の雇用創出に結びつくよう、市町村や関係機関等と連携を密にして取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（佐貝全健君） 以上をもって通告者の発言は全部終わりました。

質疑及び質問を終結いたします。

議第百二十二号議案から議第百二十四号議案までの採決

○議長（佐貝全健君） この場合、お諮りいたします。ただいま議題となっております案件中、議第百二十二号山形県公安委員会委員の任命についてから、議第百二十四号山形県収用委員会委員及び予備委員の任命についての三案件については、事件の性質上所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐貝全健君） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

まず、議第百二十二号山形県公安委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第百二十二号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐貝全健君） 御異議なしと認めます。よって、議第百二十二号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、議第百二十三号山形県人事委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第百二十三号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐貝全健君） 御異議なしと認めます。よって、議第百二十三号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、議第百二十四号山形県収用委員会委員及び予備委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第百二十四号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐貝全健君） 御異議なしと認めます。よって、議第百二十四号はこれに同意することに決定いたしました。

議第百四号議案から議第百二十一号議案まで（各常任委員会付託）

○議長（佐貝全健君） この場合、ただいま議題となっております議第百四号から議第百二十一号までの十八案件は、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

〔参 照〕

常 任 委 員 会 付 託 表

（平成21年6月定例会）

委員会名	件 名
総 務	<p>議第104号 平成21年度山形県一般会計補正予算（第1号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費 ただし第2項の一部を除く、第4款衛生費第2項の一部、第13款諸支出金</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為補正 1追加中 村山総合支庁保健福祉センター耐震改修工事請負契約及び村山総合支庁保健福祉センター耐震改修工事監理業務委託契約</p> <p>3 第3条第3表 地方債補正</p> <p>議第109号 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の設定について</p> <p>議第110号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第112号 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第113号 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第114号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について</p>
文教公安	<p>議第104号 平成21年度山形県一般会計補正予算（第1号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第9款警察費、第10款教育費ただし第6項を除く</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為補正 1追加中 山形県立加茂水産高等学校漁業実習船建造工事請負契約及び山形県立加茂水産高等学校漁業実習船建造工事監督業務委託契約</p> <p>議第120号 山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
厚生文化	<p>議第104号 平成21年度山形県一般会計補正予算（第1号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費、第4款衛生費ただし第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第4項の一部、第10款教育費第6項</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為補正 2変更</p> <p>議第108号 平成21年度山形県病院事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議第111号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第189号及び附則中施行期日の該当部分</p> <p>議第115号 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の設定について</p> <p>議第116号 山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の設定について</p>
農林水産	<p>議第104号 平成21年度山形県一般会計補正予算（第1号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第6款農林水産業費ただし第4項の一部を除く</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為補正 1追加中 財団法人やまがた農業支援センターの農地保有合理化事業に対する損失補償</p> <p>議第117号 山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第118号 山形県森林整備促進・林業等再生基金条例の設定について</p>

商工労働 観 光	議第104号 平成21年度山形県一般会計補正予算(第1号)中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第5款労働費、第7款商工費
建 設	議第104号 平成21年度山形県一般会計補正予算(第1号)中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第8款土木費 2 第2条第2表 債務負担行為補正 1追加中 県営住宅(川南団地4号棟)改善工事 請負契約 議第105号 平成21年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) 議第106号 平成21年度山形県電気事業会計補正予算(第1号) 議第107号 平成21年度山形県水道用水供給事業会計補正予算(第1号) 議第111号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第403号、第404号及び附則中施行期日の該当部分 議第119号 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 議第121号 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 二 十 三 請 願

○議長(佐貝全健君) 次に、日程第二十三請願を議題に供します。

本件についても、願意の内容審査のため所管の委員会に付託いたします。

○議長(佐貝全健君) 以上をもって本日の日程は終わりました。

明三十日から七月二日までの三日間は委員会審査のため休会とし、七月三日定刻本会議を開き、各常任委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 零時 五分 散 会